

平成 27 年 11 月

投資家の皆様へ

イーストスプリング・インベストメンツ株式会社

「イーストスプリング南アフリカ債券ファンド（毎月決算型）」  
信託終了（繰上償還）予定のお知らせ

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。また、平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、「イーストスプリング南アフリカ債券ファンド（毎月決算型）」（以下「当ファンド」といいます。）は、平成 27 年 11 月 24 日時点の受益者の皆様を対象に、下記の通り信託終了（繰上償還）に関する書面決議の手続きを行っております。

なお、この信託終了（繰上償還）は、「投資信託及び投資法人に関する法律」の規定に従い、書面による決議（以下「書面決議」ということがあります。）をもって実施いたします。

何卒ご理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 信託終了（繰上償還）の理由

当ファンドは平成 22 年 3 月 30 日の設定以来、イーストスプリング南アフリカ債券マザーファンドの受益証券への投資を通じて、主として南アフリカ共和国の政府、政府機関および企業等または国際機関の発行する南アフリカ・ランド建て債券へ投資を行い、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行ってまいりました。

しかしながら、平成 27 年 8 月末時点の純資産総額が約 1.5 億円と信託約款に定める繰上償還の基準となる金額（30 億円）を下回っており、また商品性に沿った効率的な運用を維持することが困難な資産規模となっているため、信託約款の規定に基づき信託を終了することが受益者の皆様にとって有利であると判断いたしました。

2. 信託終了（繰上償還）に関するスケジュールについて

① 受益者の確定	: 平成27年11月24日
② 書面による議決権行使期間	: 平成27年11月24日～平成28年1月5日
③ 書面による決議の日 (信託終了（繰上償還）の可否が決定される日)	: 平成28年1月6日
④ 信託終了（繰上償還）予定日	: 平成28年1月20日

平成 28 年 1 月 6 日に、平成 27 年 11 月 24 日時点の受益者の皆様を対象に書面決議を行い、議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる賛成をもって可決された場合は、当ファンドは信託を終了（繰上償還）いたします。なお、上記の議決権口数による賛成が得られず書面決議が否決された場合は、当ファンドの信託終了（繰上償還）は行いません。

以上